

令和4年12月6日

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定)基準適合事業主認定通知書交付式を行いました。



もにす認定制度は、令和2年4月から始まった障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を国が認定する制度です。

今般、紀陽ビジネスサービス株式会社様が、和歌山県内の特例子会社※で初めて「もにす認定事業主」として認定されました。

※障害者雇用に特別の配慮をしている子会社が要件を満たす場合に、法定雇用率の算定等について子会社の労働者数・障害者数等を親会社に合算できる特例があり、この特例の認定を受けた子会社を「特例子会社」といいます。